

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、
国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた事業主の方

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金の御案内

R2.9.30
改正版

愛媛県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた事業主の方に、「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成して、雇用の安定と事業活動の継続を支援します。（国の制度拡充を受け、県制度も拡充することとし、雇用調整助成金の日額上限の引き上げ（8,330 円→15,000 円）に対応した上乗せ助成を行います。）※R3.3.5 までに雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主の方は、R3.3.15 までに申請してください。

- ①雇用調整助成金※については、愛媛労働局の相談窓口(089-987-6370)へお問い合わせください。
②愛媛労働局から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた後で、県産業人材室(089-912-2505)へお問い合わせください。※「緊急雇用安定助成金」（雇用保険被保険者以外の方を対象とした助成金）を含む

～助成内容～

支給対象… 愛媛県内に所在する事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当（教育訓練・出向によるものは対象外）について、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた県内全域の事業主。

※解雇等を行わない中小企業の事業主の方は、緊急対応期間中（R2.4.1～R2.12.31）は、国の助成率が一律 10/10 に拡充されたことにより、県の上乗せ助成の対象とはなりません。

助成金の額… 国の「雇用調整助成金※」の支給率に応じて次の金額を助成
（上限：1 事業所当たり年 100 万円 → 180 万円に拡充）

	国の支給率	県助成金の支給率
①	1/2	国支給決定額の 1/5
②	2/3	国支給決定額の 3/20
③	3/4	国支給決定額の 2/15
④	4/5	国支給決定額の 1/8



イメージ



※ 県内市町でも上乗せ助成がある場合があります。

○申請手続

「支給申請書」と添付資料を下記へ郵送にてご提出ください。

〒790-8570 愛媛県 経済労働部 産業人材室（封筒への住所記載不要）

○申請書類の入手方法 県ホームページからダウンロード（「愛媛県、コロナ、雇用維持助成金」で検索）

【お問い合わせ】〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 愛媛県 経済労働部産業雇用局 労政雇用課産業人材室

電話番号：089-912-2505 FAX：089-912-2508 メール：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp